

議案第3号

平成19年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計 補正予算

平成19年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,290千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,002,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成19年9月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 25,991	千円 45,920	千円 71,911
	1 一般会計繰入金	25,991	45,920	71,911
4 県 債		0	95,370	95,370
	1 県 債	0	95,370	95,370
歳 入 合 計		860,752	141,290	1,002,042

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業近代化 資金貸付事業費	千円 860,752	千円 141,290	千円 1,002,042
	1 中小企業近代化 資金貸付事業費	860,752	141,290	1,002,042
歳 出 合 計		860,752	141,290	1,002,042

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付	千円 95,370	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める方法による。	1.6%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書に基づく「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」第5条に定める方法による。
計	95,370			